

岡山県と県内全市町村では特別徴収義務者への指定を徹底しています。

給与支払報告書の提出について

税務行政につきましては、平素から格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「給与支払報告書（総括表）」及び「普通徴収切替理由書」を送付いたしますので、給与支払報告書（個人別明細書）を添えて提出してください。

総社市への給与支払報告書（個人別明細書）の御提出は1人につき1枚でお願いします。

提出期限は令和5年1月31日（火）ですが、事務処理の都合上

令和5年1月20日(金)までに御提出くださるよう御協力をお願いします。

※給与支払者が個人事業主の場合は、あわせて次の書類の提示又は提出が必要です。

なお、郵送で提出する場合は、次の①、②の写しを添付して提出してください。

- ①個人番号を確認できる書類（通知カード等）
- ②身元確認ができる書類（運転免許証等）

<問い合わせ・提出先>

〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号

総社市役所総務部税務課市民税係 TEL (0866)92-8234

総社市ホームページ：<https://www.city.soja.okayama.jp/>

トップ ▶ くらし・防災・環境 ▶ 税金 ▶ 個人市民税 ▶ 給与支払報告書の提出

給与支払報告書（個人別明細書）の記入について

○住所は受給者の令和5年1月1日の居住地をお確かめの上、記入してください。

○受給者氏名、フリガナ、生年月日及び個人番号については、本人に確認の上、記入してください。

○「個人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号を記入してください。

○（源泉・特別）控除対象配偶者、控除対象扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む）がある場合、氏名、フリガナ、個人番号、区分を記入してください。

注）ここでいう16歳未満の扶養親族とは、平成19年1月2日以後に生まれた人をいいます。

○中途就職者の報告に前職分の給与を含んでいる場合は、就職年月日を記入の上、その支払者・支払額等を摘要欄に記入してください。記入がない場合は、前職分が含まれていないものとして処理します。

○令和4年中に退職した人の給与支払報告書については、退職年月日を記入してください。

○支払者の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記入してください。なお、個人番号を記入する場合は、左側を1文字空けて記入してください。

○すでに提出した給与支払報告書に訂正又は追加が生じた場合、摘要欄に「訂正分」又は「追加分」と記入し、訂正又は追加が生じた人の給与支払報告書のみ提出してください。

給与支払報告書の提出は （地方税ポータルシステム）を御利用ください

税務署への給与所得の源泉徴収票をe-Tax又は光ディスク等により提出することが義務付けられた事業所（※）は、市区町村に提出する給与支払報告書についても、eLTAX又は光ディスク等により提出がすることが義務付けられています。

※前々年（令和5年1月提出分については令和3年）に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票が**100枚以上**の事業所

また、eLTAXの利用により事務の効率化や経費削減が図れますので、義務付けのない事業所におかれましても、ぜひ御利用ください。

注）eLTAX又は光ディスク等で提出する場合、普通徴収切替理由書の提出を省略することができます。ただし、特別徴収できない方については、個人別明細書摘要欄に普通徴収切替理由の該当記号（A～G）又は略語を入力してください。

記号等の入力がない場合は、特別徴収として取り扱います。

<  に関する問い合わせ先 >

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

また、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページ内の「よくあるご質問」（<https://eltax.custhelp.com/>）をご覧ください。